

〔平成二十年十一月二十七日〕  
参議院内閣委員会

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、ダガーナイフ等特定刀剣類の所持禁止の規定について、その適用が除外されている期間内に確実に廃棄等が行われるよう、法改正の内容の周知徹底を積極的に図ること。
- 二、猟銃又は空気銃の所持の許可に係る申請書に添付する診断書については、地域の実情に配慮しつつ、欠格事由の該当性を判断することができる医師が作成するものとする。また、地方公共団体、医療関係者等と緊密な連携を取り、専門医の受診を容易とするための環境整備に努めること。
- 三、都道府県公安委員会への申出制度の運用に当たっては、申出を行った事実が対象とされた者等に知られ、新たなトラブルが発生することがないように、申出を行った者の保護に万全を期すこと。
- 四、本法に係る内閣府令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重すること。

右決議する。